



もくじ

- ・ 町政執行方針・教育執行方針 . . . P2-9
- ・ 新しい副町長のご紹介 . . . P10
- ・ 姫川、栄浜で田植え体験 . . . P11
- ・ わが家のアイドル . . . P14
- ・ 地域おこし協力隊だより . . . P14
- ・ 教育委員会だより . . . P20-21

つくし保育園 避難訓練

つくし保育園では、5月23日に避難訓練を行いました。  
 当日は乙部消防署職員の指導のもと訓練し、職員の消火訓練も行われました。  
 避難訓練後は、サプライズでれん・リーが登場し、消防車の前で一緒に記念撮影をしました。

# 令和5年度 町政執行方針



## 町民の暮らしを守り、持続的な発展と 安全・快適な町づくりを目指して

※この町政執行方針は、  
令和5年6月22日開会  
の第2回町議会定例会  
で、冒頭に町長が述べ  
たものです。



### はじめに

令和五年乙部町第二回定例会が開会され、令和五年乙部町一般会計補正予算案等を提出するにあたり、今後、町政を担当するにあたっての、私の町政に臨む基本的な考え方を申し上げ、町民皆様並びに町議会議員皆様のご理解とご協力をいただきたいと存じます。

この四月の町長選挙におきまして、町民の皆様からのご支援をいただき、

再度、町政の重責を担わせていただくことになりました。

町民皆様のご支持、ご期待に応えるため、その責任の重大性を十分認識し、まだまだ微力ではありますが覚悟を持って町政運営の健全な執行に取り組み決意であります。

また、議員皆様も町民皆様の信任を得ましたことを、心からお喜びし、お祝いを申し上げます。

町民皆様からの信頼と期待に応え、町民生活の向上と町政の発展のためには、議会と行政が一体となり現在の課題に挑まなければなりません。どうか、ご理解とご教示をいただきますようお願い申し上げます。

一期目の四年間は、新型

コロナウイルス感染症の蔓延や国道二二九号岩盤崩壊事故、それに加えロシアのウクライナ侵攻、そして異常気象等予期せぬ事案により町政推進において多大な影響を受けましたが、中長期的な財政動向を見極めながら健全財政を堅持し円滑な町政を執行できましたことは、町民皆様をはじめ町議会議員皆様、関係機関等多くの皆様の特段のご理解、ご協力、ご支援の賜と改めて心から感謝いたします。

今後とも、乙部町にて暮らす事が世代を超え幸せであると感ずるよう町民皆様、町議会そして職員皆様と力を合わせ、残すに値する乙部町の未来を創造していくことに全力を尽くす覚悟でございます。

### I 町政執行への基本姿勢

町政の根幹は、町民皆様の安定・充実した日々の暮らしが将来に向けて持続可能であり、町民皆様が、夢と希望のもてる豊かで住み良い郷土乙部町の発展をめざして、次の三つの基本的姿勢のもとで、町政の推進に努めてまいります。

- ◎町民のくらしを守る、安全・安心なまちづくり
  - ◎持続的な発展を目指す、幸せを感じるまちづくり
  - ◎次の世代に責任を持つて、正直なまちづくり
- この基本的考え方を大切にし、町民皆様をはじめ、町議会議員皆様、町職員としっかりと向き合い、今後

とも、お互い知恵を出し合  
い、町財政の健全化を堅持  
しつつ、町民の視点に立つ  
た住民サービスに努めると  
ともに、町民の一人ひとりが  
住んでよかった、町民が  
誇りを持てる町づくりに全  
力をあげて取り組んでまい  
ります。

## Ⅱ 推進すべき施策の概要

### 1. 心を大切に暮らして 優しい地域形成について

人口減少の中であつても、地域での交流を核に町民一人ひとりが思いやりやいたわりの心を持ち、住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、関係機関や団体等と連携を密にして、人の繋がりが実感できるきめ細やかな施策を行ってまいります。

特に、福祉の増進を図るため、社会福祉協議会等福祉団体への支援や、社会や地域に永年にわたり貢献された高齢者の方々が、日々

の生活の中での充実感を感じられるように老人クラブや敬老会、ふれあい交流事業にも支援をしまいいります。さらには、今秋の供用開始を目指している、おとべ荘の移転改築事業は順調に進んでおり、引き続き高齢者の介護予防や介護支援のため、関係団体との連携を図り、充実に努めてまいります。

今年度から新たな取り組みとして、人生百年を自分らしく生きるための学びの場として、「シヤツキリあたま講座」や「しつかり貯筋（筋力を貯める）講座」などを開催しております。

また、町民の健康保持増進を図るため、関係団体への支援、予防接種・各種検査、保健指導等の各種疾病予防対策も引き続き行っていきます。新たに、症状が現れにくく予後不良に陥りやすいすい臓がんの早期発見のため、すい臓腫瘍マーカー検査助成を行います。

子育て支援対策では、子育て世代の経済的負担の軽減や安心して子育てできる環境整備のため、子ども医療給付、学童保育事業への補助、保育料の助成などの推進に努め、子ども医療費の対象を高校生の外來受診まで範囲拡充を行います。

医療につきましては、国民健康保険病院は地域唯一の病院として、救急を含む初期医療、在宅医療、終末期医療等の地域医療を担って行く上で、医師・医療スタッフの確保対策を進めながら、南檜山メデイカルネットワークとの連携を図り、地域の実情を踏まえながら現機能を維持してまいります。また、患者輸送バス運行、道南ドクターヘリ運航、脳疾患救急搬送等のへき地医療対策も進めてまいります。

きめ細やかに各分野・各層にわたり、町民の暮らしに寄り添うサービスを心掛け、町民の暮らしの安心を高め心豊かな住み良い地域

社会の形成に取り組んでまいります。

### 2. 安全で快適な暮らしを導く社会基盤整備について

町民の生命と財産を守り、暮らしの安全と快適さを確保するために、関係機関や団体等と連携を持ちながら、各施設・設備の整備改修を進めていきます。

町道の整備につきまして、緑町四号線の改良、元和一号線災害防除、富岡五号線の改良等を進め、河川の浚渫、小川の護岸改修を継続して取り組んでまいります。

簡易水道・下水道事業は適切な維持管理に努め、公会計への移行を円滑に進め、事業の健全性を高めていく事が重要であり、それを踏まえながら、老朽化した導水管の更新と下水道施設の長寿命化を計画的にとり進めていきます。

二〇五〇年のゼロカーボンの達成に向け、再生エネ

ルギーの活用や省エネ・節電を推進し、今年度は防災設備拠点施設整備事業で、太陽光システムを導入いたします。また、リサイクル推進事業やクリーン作戦、海岸漂着物回収等を実施し環境衛生に留意し、更には廃棄物不法投棄防止に努めていきます。

### 3. 暮らしに活力を生み出す産業の推進について

地域の暮らしに活力を生み出し、地域社会を持続させるには産業の振興が欠かせず、乙部町が自立し、存続し得るためにも重要な課題であると認識しております。

中長期を見据え取り組んでまいりました産業振興施策は継続すべきと考えており、農業振興につきまして、多面的機能支払事業を継続し基盤整備を進めるほか、乙部町で栽培される地大豆の単価向上のための取り組みや、農産物の安定的

な販売先の確保など農家経営の安定を継続的に図っていきます。また、水田活用の直接支払交付金の交付対象水田の見直しに係る影響についても的確に把握し、持続可能な農業経営の実現についても議論を深めてまいります。

漁業振興につきましては、磯根資源の維持を図るため、ナマコ、アワビの種苗放流や、ウニの深浅移植を実施し、回遊性資源であるニシン、秋サケについては、広域事業として資源増大等にかかる支援を継続していきます、更には水産物の付加価値向上の取り組みを、各関係団体と連携して取り進めてまいります。また、先端技術を用いて沿岸漁場で航行する密漁船を検知する先駆的手法の構築への調査実証を進めてまいります。

林業につきましては、林道の開設事業を引き続き進め、森林環境の整備と木材の有効利用に取り組んでいきます。

商工業につきましては、商工会等関係団体との連携をより強固にし、商工業者の経営安定・地域消費の浮揚に努めてまいります。

観光業につきましては、新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことによる観光需要増の機に乗じ、観光拠点の整備やフェスティバル振興に取り組みます。また、先の臨時会にて議決いただきました滝瀬海岸シラフラの整備を円滑に進めて行き、縁桂など他の観光資源との結びつけを思案し、回遊的な観光ルートを築き、今後の観光入込客の増加に繋げてまいります。

#### 4. 未来に臨むための施策について

乙部町の将来を切り開き、持続可能な地域社会として乙部町が存在し、町民皆様の暮しに安全・安心と幸せや活力を感じていただくためには、福祉の分野・産業振興の分野・地域の生

活基盤環境整備等の各般の施策をもって現状の課題を解決するとともに、総合的に絡み合うように展開していかねばなりません。

ふるさと及び地域振興対策として、集落支援事業、ふるさと会との連携、ふるさと寄附返礼事業、地域おこし協力隊事業、さらに地域交通支援として、高校生通学費補助事業、デマンド交通運行事業等の連続性がある事業については、継続的に取り組んでまいります。

また、乙部町の認知度を高め、観光以上移住未満の思い入れを持つ関係人口を増やす施策に重きを置きたいと考えます。そのため、主に首都圏をターゲットとした特産品・移住PRイベントの開催・出展、期間限定ワーケーションへの取組み及び、テレビCMや番組放映、SNSの活用を強化いたします。

また、若手・中堅職員スキルアップ研修として、地元企業・団体との交流、研

修から地域実情の理解と課題解決の施策の認識を促し、職員の資質向上を図ってまいります。また、乙部町に縁のある方との交流・連携により地域課題解決への知見・手法を取り入れてまいります。

未来を創造するに、もともと重要なのは「人」であると強く感じております。人の成長、あるいは新たな人材の輩出、人と人の関わりが促せるよう強く心に留め、施策に臨む所存であります。

#### 5. 豊かな心と体を育むための環境整備について

教育・スポーツ・文化振興につきましては、教育長の執行方針で述べておりますので、施設の整備等について述べるにとどめますが、次世代を託す子供たちへの確固たる教育条件の整備は大変重要なことであり、今年度は安全面や環境面を考慮し、老朽化している給食

センターの改築事業に取り組み、令和七年度供用開始を目指してまいります。

また、そのほかの環境整備については、引き続き快適な施設運営や設備の充実に努め、教育の機会均等に配慮し、公民館、町民会館、体育館、町民グラウンド等の在り方を計画的に検討し、今後においても、安全な施設維持管理に努めてまいります。

### Ⅲ 開発事業の促進について

開発事業の促進は、資材の高騰などで事業推進には益々厳しい状況にあります。が、国・道による公共事業は社会基盤整備の充実による、生活の安全安心の確保と利便性の向上とともに、地域産業の振興及び雇用機会の増大等地域経済への影響が大きい。そのため、引き続き漁港漁場の整備・交通安全・防災対策・河川維持・海岸保全等を積極的な働きかけを行なってまいります。

特に国の乙部防災事業、国道二二九号鳥山館浦間恒久対策工事につきましまして、事業推進を加速されるように、国をはじめ関係機関への働きかけを乙部町一丸となり全力で取り組んでいきます。

#### IV 行財政運営について

今後予想される厳しい地方財政の状況と財政需要の増加を見据え、簡素で効果的な行財政運営に努める必要性は非常に高いと考えます。

特に町税等自主財源に乏しい中で、長年にわたり常に補助金や良質起債の確保と人件費や物件費等歳出の抑制、更には財政調整基金・減債基金等の適切な運用に努めてまいりました。

このことが、今日に至るまで当町の自主・自立の実現を可能としてきたと受け止めており、引き続き歳入は公正な税・使用料の収納確保に努めるとともに、歳

出は行財政の効率化を着実に進め、補助・交付金制度並びに良質起債の活用を努めるのが肝要と思慮いたします。

今後とも、職員一人ひとりが、町の状況を十分認識し、財政負担の少ない各種制度を活用するなど、更に一層知恵と使命感をもって取り組み、事業効果の明確性と将来的な財政負担を町民皆様に丁寧な説明が得られ、ご理解・ご協力を得ながら健全運営に努めてまいります。

#### おわりに

以上、町政執行にあたっての基本的な考え方を申し上げます。

乙部町を取り巻く現況は、極めて厳しく先を見通す事が困難であります。町民皆様の総意をもって、自立の意志を明らかにし課題解決に挑んでいかなければなりません。その先にこそ未来への光明が見えてく

ると感じております。

今日まで、未来への期待があふれる郷土として発展できるよう町政の舵取りを懸命に担って来た中で、多くの町民皆様から暖かいご理解ご協力をいただいたことに心から感謝申し上げます。しかしながら、その達成には未だ先があると認識しております。

令和五年度においても、町民皆様、議会議員皆様には、何卒一層のご指導ご協力を心からお願ひ申し上げます。町政執行にあたっての基本的方針といたします。



#### 暮らしに寄りそうサービス

人生100年を自分らしく生きるための学びの場として「シャッキリあたま講座」「しっかり貯筋講座」などを開催し、町民の暮らしの安心を高め心豊かな住み良い地域社会の形成に努めます。



#### 生活道路の整備

昨年度には、「緑町4号線」などの整備が行われ、今年度も引き続き「緑町4号線」の改良及び「元和1号線」の災害防除や「富岡5号線」の改良などを行い、住民生活等の向上に努めます。



#### 滝瀬海岸(シラフラ)の整備

今年度から滝瀬海岸シラフラの拠点整備を行い、縁柱などの観光資源と結び付け、回遊的な観光ルートを築き、今後の観光入込客の増加に努めます。



#### 水産資源の育成と活用

回遊性資源であるニシン・秋サケの稚魚放流やウニ・アワビの増養殖などを行います。また、沿岸漁場で航行する密漁船を検知する先駆的手法の構築への調査実証を進めます。

# 令和5年度 教育行政執行方針



## 安心・安全な教育環境のもと、夢や希望を 実現できる学校づくりと生涯学習の充実

※この教育行政執行方針は、令和5年6月22日開会の第2回町議会定例会で、冒頭に教育長が述べたものです。



### はじめに

令和五年乙部町議会第二回定例会の開会にあたり、教育委員会が所管する教育行政の執行について、その方針を申し上げます。

今日、人口減少や少子高齢化の急速な進行、高度情報化社会やグローバル化の進展など、変化の激しい予測困難な時代であり、生涯学習社会を取り巻く環境は、大きな変革の時代を迎えております。

こうした中であって、町

民一人一人が未来に向かって様々な困難を乗り越え、豊かな人生を切り拓いて行くためには、物事を主体的に考え、判断し、多様な人々と協働しながら、持続可能な社会の創り手として互いに補完し合いながら成長して行くことが必要であり、

学校教育と社会教育を両輪として、将来に向けて必要な資質・能力を育んで行く教育環境を整えて行くことが求められています。

このため、教育委員会といたしましては、乙部町教育大綱に示されている「学校教育の充実」「社会教育の充実」の二つの指針の実現に向けた取組みを展開してまいります。

以下、本年度の主な施策について申し上げます。

### I 学校教育の充実 について

学校教育におきましては、小学校中学校ともに平成二十九年告示の現行学習指導要領に基づいた教育課程を編成、実施しています。が、教育活動を通して育てる資質・能力を「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力」「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱で再整理されました。今年度は、学校目標との関連において、児童生徒にどんな資質・能力を身に付けさせるのかを意識した教育活動の展開が求められます。

また、「個別最適な学び」「協働的な学び」の令和の日本型学校教育や高度情報社会に対応したGIGAスクール構想の実現に向

け、「主体的な学び、対話的で深い学び」を推進して行かなければなりません。

こうした問題解決のためには、これまで以上に、学校・家庭・地域や関係機関が連携し、安全・安心な教育環境の下、児童生徒は、「確かな学力」「豊かな心」「健康な体」をバランス良く育むと共に、自らの夢や希望を実現できる学校づくりを基本方針として、次の七つの重点に取り組んでまいります。

#### (1) 確かな学力の育成

将来の自己実現や社会参加に必要な知識・技能・思考力・判断力・表現力を培い、児童生徒の個に応じた資質・能力を育成してまいります。

①各学校に整備した一人一台端末の活用を図り、児童生徒が学ぶことに興味を持ち、楽しさを感じながら個別最適な学びや協働的な学びを通して、基礎学力を確実に身に付けさせるための学習環境の整備に努めます。

なお、今年度は、英語科のデジタル教科書を活用します。

②確かな学力向上のため、学習指導の創意工夫に努め、個々の学力向上に向けたチームティーチングを行い、全ての児童生徒の学びの基礎となる力に身に付くようきめ細かな取組みを進めます。

③乙部町では確かな学力を育てる観点から、十二年前より学習・生活習慣向上プロジェクトを立ち上げ、望ましい学習習慣や生活習慣の確立に点検活動を通して意識の高揚を図っています。小学校においては、児童が主体的に宿題や家庭学習に取り組む事ができるような指導

導、中学校においては、家庭学習の習慣化が充実される取組みを進めます。

## (2)豊かな心の育成

児童生徒が夢や目標に挑戦する力強さや、人や社会と協調する思いやりの心、自然を愛する心など、豊かな心を育むための教育を推進してまいります。

①道徳科においては、児童生徒に自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として、他者と互いに協力し合い、認め合う道徳的実践力を高める授業を進めます。

②いじめ、不登校問題については、年々全国的に急増しております。

いじめ問題について、学校においては、日常的な相談体制の強化、児童生徒の学校での行動観察、いじめに關しての実態調査などを通して、「いじめの未然防止・早期発見・早期対応」を徹底し、

適切且つ積極的な生徒指導に努めます。

また、いじめの定義や対応の基本としている学校の「いじめ対策基本方針」の周知の徹底を図ります。

なお、いじめによる重大事態発生時に迅速な対応が出来るよう、いじめ防止対策推進法に基づくいじめの調査委員会設置条例の制定を検討いたします。

不登校問題については、不登校児童生徒は様々な心理的不安を抱え、多感な青春期を過ごすことが大変な状況となっております。学校においては、常に児童生徒に寄り添い、更には、家庭との接点を絶やすことなく粘り強い支援をしてまいります。

また、児童生徒の学習の遅れが懸念されることに配慮し、ICT等を活用した学習活動を行い、誰一人取り残さない、学びを止めない対応を適切

に進めます。

## (3)健康な体の育成

生涯にわたって豊かで充実した社会生活をおくるための土台となる健康な体を育んでまいります。

①日々の生活習慣と健康・体力に關する指導を強化し、体力や生活習慣に關する各種調査結果を分析し、効率的な体力作りや生活改善に活かす取組みを進めます。

②情報端末機器利用に關する「家庭のルールづくり」を促進します。情報端末機器の有効活用とともに、情報モラルについても継続的な指導や支援を進めてまいります。

③食育の充実を図るため栄養教諭と連携して、望ましい栄養摂取や食材に關わる人たちについて学ぶ機会の提供など食に關する指導を実施します。

また、児童生徒個々のアレルギー情報を保護者及び学校と共有しながら、安全・安心な給食を

提供してまいります。

## (4)ふるさと・キャリア教育の推進

地域への理解を深め、地域との関りや自己の将来像について考え、学びを実践する児童生徒を育んでまいります。

①地域の身近な自然環境や歴史、伝統、文化、産業等についての理解を深める学習活動を通して、児童生徒が地域の魅力や課題などを知り、ふるさとに対する愛着や誇りを育むとともに、地域の将来を担う人材を育てる教育を推進します。

②社会的自立に向け、学ぶことと自己の将来との繋がりを見通しながら、児童生徒一人一人のキャリア形成を育むために、キャリアアパスポートを活用するなど、児童生徒の自己の変容や成長の自己評価を促すためのキャリア教育を推進します。

## (5) 特別支援教育の充実

児童生徒が、それぞれの個性や能力を発揮しながら学び、生活する力を育み、一人一人の教育的ニーズに応じた支援体制を推進します。

- ① 個々の児童生徒の情報及び指導について、教師間・校種間・保護者との共有及び連携を継続して推進し、個別の教育支援計画及び指導計画に基づいた個別のニーズに適応した学習や生活指導上における支援教育を推進します。
- ② 免許所有者の専門的知識を全ての教員と共有し、効果的かつ実践的な研修による基礎的な知識の習得に努め、支援が必要な個々の児童生徒の状態に応じた指導の充実に努めます。
- ③ 特別支援教育支援員の適正配置により、よりよい教育支援環境の整備と充実に努めます。

## (6) 今日の教育課題への対応

社会情勢や国による教育改革の動向に対応し、地域の特性などを考慮した教育を学校、地域と共に進めてまいります。

- ① ICTを活用した教育の充実については、コロナ禍の対応により、国のGIGAスクール構想の一人一台端末の活用が急速に進展しました。各教員が教科等の指導において、効果的にICTを活用し、学習指導要領が求める「主体的、対話的で深い学び」の実現に向けた学習指導に必要な研修を実施するなど、教員のICT活用の指導力向上に努めます。
- ② 防災教育の充実については、各校の危機管理マニュアルに基づいた、防災教育、避難訓練を行い、防災・減災スキルの向上や意識の高揚を図ります。
- ③ 地域とともにある学校づくりを推進する目的として、学校・保護者・地域

住民等で組織する学校運営協議会（コミュニティースクール）を乙部中学校に設置しておりますが、今後は義務教育九年間を見据えて、町内小学校を含めた協議会の立ち上げを進めてまいります。

- ④ 学校における働き方改革は、道が定めた「北海道アクションプラン第二期」、町教委が定めた「学校現場における業務改善に向けた取組方針」を着実に進め、引き続き業務の効率化や教職員の意識改革に努め、在校等時間の公表及び平準化を図ってまいります。

## (7) 教育環境の充実

安全・安心で快適な施設・設備の充実と、教育の機会均等に配慮した対策について申し上げます。

- ① 社会全体で子供を支援する施策として、引き続き学校給食費の助成を行い、保護者の経済的負担

を軽減し、安心して子育てができる環境対策を進めます。

- ② コロナ感染対策については、第五類型への変更に伴い、感染対策も大幅に緩和されましたが、引き続き児童生徒が健康で安心した学校生活を送れるよう、基本的感染対策（手洗い、うがい、換気）は徹底してまいります。
- ③ 一人一台端末の保守管理や運用支援、教職員のICT機器利活用のスキルアップを図るため、GIGAスクールサポーターを配置すると共に、全児童生徒に学習用支援ソフトのAIDドリルを導入し、学校での学びの向上、更には、家庭学習においても活用し、学びの充実に図ります。
- ④ 建設後五十年を経過し老朽化が著しい学校給食センターについて、児童生徒へ安心・安全な給食を提供する上からも、給食センターの施設整備を行います。

今後の予定につきましては、令和五年度に基本・実施設計を行い、令和六年度建設、令和七年度供用開始に向けた整備事業を行います。

## Ⅱ 社会教育の充実について

社会教育においては、この三年間、コロナ禍による社会教育事業の中止や縮小を余儀なくされて来ましたが、今年度は事業計画に基づいて、町民が潤いと生きがいを感じられるよう生涯を通じて学び、活かせる環境を整えるべく、次の六つの重点に取り組んでまいります。

### (1) 青少年の健全育成

心身共に健やかで、柔軟かつ多様な価値観を身に付けた人間性豊かな青少年の育成について、様々な体験事業の実施や人と自然との関りを通して豊かな人間性や社会性を育むと共に、規則正しい生活習慣の基本で



ある「早寝・早起き・朝ごはん」の浸透を図ってまいります。

## (2)生涯学習環境の充実

学びは個人の生きがいづくり、仲間づくり、地域づくりに繋がるものであり、町民が生涯にわたって学べる環境づくりのため、各種サークルや団体、関係機関と連携した事業を実施し、町民の学びや体験する機会の提供に努めます。

## (3)芸術・文化の振興

芸術文化の振興については、町民の心豊かな感性の醸成のため、文化団体と連携を図り、様々な芸術文化活動の支援や「町民文化祭」をはじめとする芸術鑑賞機会の充実に努めてまいります。

なお、今年度は、音楽鑑賞に欠かせないグランドピアノの更新を行います。

## (4)公民館事業の充実

①文化財の保護  
文化財の保護・保存につ

いては、郷土の歴史や文化を伝承するため、郷土資料室や貝子沢化石公園、文化財保存センターを有効活用し、観覧申し込みには迅速な対応をするなど、町民が地域の伝統文化に触れる機会を充実させてまいります。

## ②図書室の充実

乳幼児から高齢者まで幅広い層を対象とした図書室サービスを充実するため、計画的な蔵書収集に努め、町民の生涯にわたる読書環境の整備に努めます。

## (5)スポーツ振興

全ての町民の皆さんが、生涯にわたりスポーツ活動を通じて心身ともに健康で健やかで活力ある生活が送れるよう、町内外の関係機関や団体等と連携し、スポーツの振興を進めてまいります。

更に、町のスポーツ活動の基盤を支える乙部町スポーツ協会やスポーツ少年団の活性化を図るため、各スポーツ団体が実施する行事や各種大会への協力並び

に組織運営に対する支援を継続してまいります。

## (6)中学校部活動の地域移行について

中学校部活動の地域移行については、国において、令和五年度から令和七年度まで「改革推進期間」として位置づけられていることから、今年度、地域のスポーツ団体や文化団体、学校など関係者による協議会を立ち上げ「中学校部活動地域移行に関する推進計画」を策定し、地域移行に向けた議論を進めてまいります。

## おわりに

以上、令和五年度の教育行政執行方針について申し上げます。

学校教育につきましても、児童生徒の学力の向上や健やかな成長を第一に考えて、各学校とのきめ細かな連携を図ってまいります。

社会教育におきましては、町民一人一人が生涯を通じて豊かに学び、生きが

いの持てる機会の提供など、各関係機関や団体等との連携を強化してまいります。

今後においても、本町における教育のより一層の振興、充実のため教育施策の推進に全力で取り組んでまいります。

結びに、町民の皆様並びに町議会議員の皆様のご理解とご協力を心からお願ひ申し上げます。

### 学習環境の整備

基礎学力を身に付けさせるために、学習環境の整備に努め、各学校に整備した端末の活用を図り、学ぶことに興味関心を持ち、楽しさを感じながら個々の最適な学びを提供します。



### 芸術・文化の振興

町民の心豊かな感性の醸成のため、各文化団体と連携を図り様々な芸術文化活動の支援や芸術鑑賞機会の拡充に努め、今年度はグランドピアノの更新を行います。



### 教育環境の充実

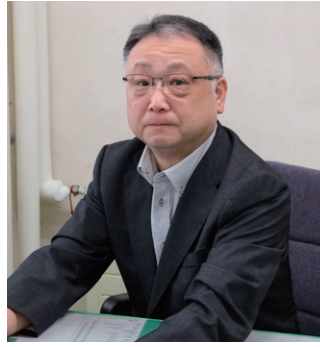
安心・安全な給食の提供を行うために、建設後50年が経過し、老朽化の著しい学校給食センターの施設整備を行います。今年度にも基本・実施設計を行い、令和7年度の供用開始を目指します。



## 新しい副町長のご紹介

# 副町長に熊沢茂樹氏が就任

五月十六日開催の第三回臨時町議会において、副町長が同意を受け、選任されました。任期は六月一日から令和九年五月三十一日までとなっています。



出身地は札幌市で、民間コンサルタントを経て平成十三年に建築技師として採用されました。その後、平成二十年に建設課長補佐、平成二十八年から同課長を歴任し、令和四年には総務課長を務めました。

熊沢氏は「町民が笑顔や元気に溢れ、安心して住み続けられるまちの実現に向けて努力したい」とこれからの抱負を話してくれました。

## 地域に彩りぞーみんなに笑顔を！

六月八日から十一日にかけて、乙部町美化運動推進協議会による「花いっぱい運動」が行われ、各地区の自治会や老人クラブなどで約九千本の色とりどりの花の苗が植えられました。

この運動は、地域の自然景観を美しく、やすらぎのあるまちづくりを目指して毎年行われており、作業中には色の組み合わせを考え

## 思いやりの気持ちを忘れずに、大切に育てよう！ ～人権の花運動～

六月六日に、乙部中学校、六月八日に、明和小学校、六月十三日に、乙部小学校で「人権の花運動」が行われ、町内の各小中学校へ花の苗が配られました。

人権の花運動は、生徒たちに花の栽培を通して、生命の尊さを実感し、思いやりの気持ちをもち続け、豊かな心を育んでほしいとの願いから毎年行われています。

贈呈式では、人権擁護委員の永井悟氏と阿部優子氏、笠原佳子氏から生徒へ花の苗が手渡され、永井氏からは「毎年、花を大切に育ててくれてありがとう。」

これからも友達などにやさしく思いやりの心を持ち続けてください」と児童生徒たちへ大切な言葉が贈られ、生徒たちは、一つ一つ大切に花の苗をプランターや花壇に植えました。



明和小学校



るなど、皆さん笑顔で植えていました。



乙部中学校



乙部小学校

## 石川孝範副町長退任

五月三十一日をもって石川孝範副町長が退任されました。

石川氏は、平成二十七年四月から乙部町に二年間派遣され、地域振興対策室長を務めたほか、令和三年六月一日から令和五年五月三十一日まで副町長として乙部町の振興と発展にご尽力していただきました。

# 姫川・栄浜で田植え体験!

五月三十日に、姫川で乙部小学校の四年生十六人、六月一日に、栄浜で希望者四十人が田植え体験を行いました。

当日は、姫川水土里を保全する会、栄浜水土里を保全する会の指導のもと田植えを行い、途中でバランスを崩して尻もちをつく子や苗を受け取れずに泥だらけになる子もいて、汚れながらも皆で楽しんでいました。



乙部小学校



田植えが終わると、用水路で泥をキレイに流そうと横たわる子どももいるなど笑顔が絶えない田植え体験となりました。

今後、乙部小学校では、自分たちで植えた苗の観察などを行い、カカシ作りや稲刈りを行う予定です。

また、栄浜では

秋ごろに稲刈りを行う

予定です。



# ニシンが帰ってくることを願って

六月七日、乙部漁港でニシンの稚魚十六万六千尾の放流が行われました。三月にふ化し、六センチほどの大きさに成長したニシンを専用のタンクからホースを使って放流しました。

この事業は、「檜山管内水産振興対策協議会」が主体となり、檜山各町と八雲町(熊石地区)の海域に約百万尾のニシンが放流されています。約三〜四年で成体となり、産卵のために生まれ育った海に帰ってくるとされています。今年も小規模ですが、群衆が確認されました。今後も継続した取組みが実ることに期待です。



## 農地の違反転用に ご注意ください

農地転用とは、一般的には、住宅等の建設、資材置場、道路、山林等の用地にするなど、人為的に農地を農地以外に使用することや土砂採取、仮設道路、仮設資材置場等のように農地を一時的に一定期間耕作以外の目的に使用することをいい、原則として知事の許可が必要となります。

もし、許可を受けずに転用行為を行なった場合や、許可どおりに転用しなかった場合は、農地法に違反することとなり、工事の中止や原状回復の命令等がなされる場合があります、罰則の適用もありますので注意が必要です。

農地転用の許可までには、審査や手続き等で時間がかかります。中には転用できない農地もありますので、転用予定地がある場合には、お早めに乙部町農業委員会事務局に相談してください。

**お問い合わせ先**  
乙部町農業委員会事務局  
(電話：62-2871)

## サマージャンボ7億円

(1等5億円・前後賞各1億円合わせて)

## サマージャンボミニ3千万円

(1等2千万円・前後賞各5百万円合わせて)

この宝くじの収益金は市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。



クーちゃん

各1枚 300円  
**7月4日(火)2種類同時発売!**

発売期間 7/4(火)~8/4(金)

公益財団法人北海道市町村振興協会



東海道五十三次



100m走 (1年)



学年対抗大縄跳び



選手宣誓



紅白選抜リレー



乙部音頭

乙部中学校体育祭

5 / 27 (土)



ひっぱりタイヤ



大玉コロコロ

明和小学校運動会

6 / 3 (土)



徒競走100m



ステップでGO!



明小ソーラン2023



# 乙部小学校 マーチングパレード 6/3(土)



行け〜!!元氣玉!!



徒競走(6年)

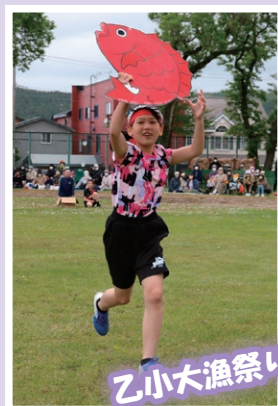
# 乙部小学校運動会 6/4(日)



高学年リレー



親子でドン・ジャン・ピー



乙小大漁祭り



レンタルレンタル

## わが家のアイドル

お父さん＝

藤田 祥貴さん

お母さん＝

朋代さん

ぼくは

1歳3ヶ月の男の子です。

名前の由来＝

彩りのある人生を歩み、周りの人も明るくできるような人になってほしいと思い名付けました。

両親の願い＝

自分も周りの人も大切にできる、優しく思いやりのある人になってほしいです。



藤田 <sup>とうあ</sup>燈彩 くん  
(館 浦)



常田 <sup>きょうへい</sup>恭平 くん  
(館 浦)

お父さん＝

常田 圭祐さん

お母さん＝

知世さん

ぼくは

9ヶ月の男の子です。

名前の由来＝

いくつかの候補から、音の響きと親しみやすさを考えこの名前にしました。

両親の願い＝

名前が示すように周りへの配慮を忘れずに、誰からも愛される人になって欲しいです。

## 地域おこし協力隊だより No. 107

地域おこし協力隊 北川 真帆

皆様いかがお過ごしでしょうか？

協力隊の北川です。3月に着任してから早4か月が経過しました！時の流れの速さに驚くと同時に、乙部町での楽しく充実した生活を送れている事をありがたく感じています。

最近、私が頻繁に通っている場所があります！乙部町民プールです！私は幼いころに水泳を習っていましたが、大人になってからはあまり泳ぐ機会がありませんでした。町民プールの存在を知って再び始めるようになりました。長い期間泳いでいなかったので久しぶりに泳げるか不安でしたが、やはり昔取った杵柄。何度か泳いでいるうちに感覚を取り戻し、体で経験したことは、体がきちんと覚えているものなのだ自分でも感心しました。乙部に来てからは車での移動が多く、運動をする機会がない事を危うく感じていましたので、体力づくりのために、週3回は通って泳ぐようにしています。



町民プールは火曜～金曜までは13時30分～20時、土曜・日曜・祝日は10時～18時で利用できます。私の行く時間帯は、他に泳いでいる方がおらず、6コースある広いプールを貸し切り状況で利用していることが多いです。大人は250円、高校生200円、中学生以下110円（町内の場合50円）で利用できます。通いやすい利用料金も魅力の1つです。プール内を歩くだけでも、腕、お腹、脚と体のパーツが引き締められるため、泳げない方でも運動効果が高いのが水泳のメリットの1つ。こんなに良い施設が身近にある乙部町はとても素敵だなと思います！素晴らしい施設の乙部町民プールをぜひぜひ利用してみてください！！

乙部町地域おこし協力隊  
Facebook

乙部町の協力隊たちが乙部町での出来事などを発信しています！ご興味がある方は右側のQRコードを読み取ると閲覧することが出来ます。



# 令和5年8月から こども医療費助成の範囲を拡大します!

乙部町では、こどもの疾病の早期発見と早期治療を促進し、健全な育成と保健・福祉の向上を図るため、「所得制限の撤廃」及び「高校生の外来診療分を対象」とし、給付対象者を拡大しました。

医療機関等受診される際は、受給者証を忘れずに提示し、窓口では初診時一部負担金のみお支払ください。

## 1 対象者

出生～高校3年生（18歳に到達する年度の3月31日）までのこども

## 2 対象となる医療及び一部負担金（受診者負担額）

診療を受ける際は、初診の場合に限り、以下のとおり自己負担となります。

医療受診(外来・入院)	580円	歯科受診	510円
柔道整復受療	270円	調剤	0円
訪問看護	診療費の1割に相当する額（月の負担上限8,000円）		

## 3 受給者証の利用方法

医療機関等窓口には保険証等及び「受給者証」を提示してください。

（道外受診の際は使用できませんので、払い戻しの手続きが必要です。）

## 4 適用開始

令和5年8月1日から

また、受給者証に記載されている情報に変更があった場合や、受給者証を紛失・破損した場合は、届出が必要となりますので、保険証・印鑑・受給者証（紛失以外の場合）をもって、役場へ手続きにお越しください。

お問い合わせ 町民課 保健衛生係 電話 62-2855

# 後期高齢者医療制度のお知らせ

～令和5年度の保険料のお支払いと保険証（被保険者証）の一斉更新について～

## ■ 7月に保険料額をお知らせします

令和5年度の保険料につきましては、7月に個別にお知らせします。

≪保険料の計算方法≫

<b>均等割</b> 【1人当たりの額】 51,892円	+	<b>所得割</b> 【本人の所得に応じた額】 (令和4年中の所得－最大43万円) × 10.98%	=	<b>1年間の保険料</b> 【限度額66万円】 (100円未満切捨)
------------------------------------	---	-------------------------------------------------------------	---	-------------------------------------------

- 1年間の保険料の上限額は、66万円になります。
- 年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。
- ※ 「所得」とは、前年の「収入」から必要経費（公的年金等控除や給与所得控除額など）を引いたものです。
- ※ 前年の所得金額により、43万円の控除額が異なる場合があります。

## ◆ 保険料の軽減

### ① 均等割の軽減（年額）

- 軽減は被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。
- 被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。
- 昭和33年1月1日以前に生まれた方の公的年金等に係る所得については、さらに15万円を引いた額で判定します。

対象者の所得要件 (世帯主及び世帯の被保険者全員の軽減判定所得の合計額)	均等割の軽減割合
	令和5年度
43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)	7割
43万円+(29万円×世帯の被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)	5割
43万円+(53万5千円×世帯の被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)	2割

※給与所得者等とは、以下のいずれかに該当する方となります。

- ・給与等の収入金額が55万円を超える方
- ・公的年金の収入金額が60万円（65歳未満）、125万円（65歳以上）を超える方

### ② 被用者保険の被扶養者だった方の軽減

- この制度に加入したとき、被用者保険の被扶養者だった方は、負担軽減のための特別措置として、所得割がかからず、制度加入から2年を経過していない期間のみ均等割が5割軽減となります。（均等割額：51,892円→25,946円）
- ※被用者保険とは、協会けんぽ等、主にサラリーマンの方々が加入している健康保険のことで、市町村の国民健康保険等は含まれません。

## ◆ 保険料のお支払い方法

保険料の納め方は、原則「年金天引き」です。（申し出によって「口座振替」も可能）

ただし、次の（1）～（3）のいずれかに該当する方は「年金天引き」の対象となりません。

「納付書」または「口座振替」にてお納めください。

※ 社会保険料控除は、「年金天引き」の方は本人に、「口座振替」の方は口座名義人に適用されます。

- （1）介護保険料が「年金天引き」されていない方（年金額が年額18万円未満の方）
- （2）介護保険と後期高齢者医療の保険料の合計額が、介護保険料が天引きされている年金の受給額の半分を超える方
- （3）新たに制度に加入された方の半年の期間

※保険料のお支払いが困難な場合は、町民課国保係へご相談ください。（減免が受けられる場合もあります。）



## ■ 保険証が新しくなります（橙色→黄色）

現在、ご使用の橙色の保険証の有効期限が令和5年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。

7月中に新しい保険証を交付しますので、お手元に届きましたら黄色の保険証をご使用ください。

- 新しい保険証の有効期限は、令和6年7月31日です。
- 紛失したときや、汚れたときは再交付しますので、町民課国保係までお申し出ください。

## ■ 減額認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）、限度証（限度額適用認定証）も新しくなります（水色→黄緑色）

現在、ご使用の水色の減額認定証及び限度証の有効期限が、令和5年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。引き続き交付対象に該当する方は7月中に減額認定証及び限度証を交付しますので、8月1日からは黄緑色の減額認定証及び限度証をご使用ください。新たに必要となる方は、次の交付要件に該当することをご確認の上、町民課国保係へ申請してください。

※有効期間は1年間です。

### ◆減額認定証の交付対象…次の区分Ⅰまたは区分Ⅱに該当する方

区分Ⅱ	○世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しない方
区分Ⅰ	世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方
	○世帯全員の所得が0円の方 ※公的年金控除は80万円を適用 ※給与所得がある場合、その金額から10万円を控除
	○老齢福祉年金を受給されている方

### ◆限度証の交付対象…次の3区分のうち、現役並みⅠまたは現役並みⅡに該当する方

現役並みⅢ	住民税課税所得が690万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方
現役並みⅡ	現役並みⅢに該当せず、住民税課税所得が380万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方
現役並みⅠ	現役並みⅢ・Ⅱに該当しない3割負担の方と、その方と同一世帯にいる被保険者の方

## ■ 「マイナンバーカード」を保険証としてぜひお使いください！

- データに基づく最適な医療が受けられる
- 限度額認定証が無くても高額療養費の限度額を超える支払が免除
- 確定申告の医療費控除がカンタン

などいいことたくさん!!

※マイナンバーカードを保険証として利用するための登録がまだの方は以下の2つの準備をお願いします

- ①マイナンバーカードを申請（オンラインや郵送のほか役場でも申請手続きが出来ます）
- ②マイナンバーカードを健康保険証として登録（スマートフォンでの手続き又は町民課で支援しています）

お問い合わせ 町民課 国保係 電話 62-2857

# 乳がん検診、子宮がん検診のご案内

## \*対象となる方、内容、料金

	対象者（女性のみ）	内 容	料 金
乳がん検診	40歳以上 <sup>※1</sup>	問 診 マンモグラフィ検査	1,500円
子宮がん検診	20歳以上 <sup>※1</sup>	子宮頸部細胞診	1,200円

※1 2年に1回が助成対象となります

町の助成で通常より約8割お得!

## 申し込み方法～受診までの流れ～

### 病院検診をご希望の方

- ①役場に申し込みをしてください～助成券（申込書兼受診券）をお送りします
- ②下の表から受診したい病院へ検診予約をしてください  
※当日は役場から送られた助成券に必要事項を記入し持参してください

**検診実施期間：**令和5年6月1日～令和6年2月29日

**申込み：**町民課保健衛生係（電話62-2858）

### 集団検診をご希望の方

**日時：**10月17日（火）★同日で、乳がん・子宮がん検診が受けられます。

**会場：**町民会館（乙部町字館浦4-1）

**申し込み締め切り：**9月15日（金）

**申込み：**町民課保健衛生係（電話62-2858）

またはネット予約ページから予約 →

乙部町健(検)診  
予約用二次元バーコード



## \*乳がん検診・子宮がん検診実施医療機関

※検診時間等は各医療機関へお問い合わせください。

	実 施 医 療 機 関
乳がん検診	函館市医師会病院、秋山記念病院、市立函館病院、函館五稜郭病院、函館中央病院、北美原クリニックなど
子宮がん検診	市立函館病院、国立病院機構函館病院、北海道立江差病院、函館五稜郭病院、共愛会病院、函館中央病院、産婦人科白鳥クリニック、こじま産婦人科、湯の川女性クリニック、えんどう桔梗マタニティクリニック、秋山記念病院、産婦人科ほんどおりクリニック



# 7月のカレンダー



日	月	火	水	木	金	土
6/25	6/26	6/27	6/28	6/29	6/30	1
<b>2</b> 休日当番医 道立江差病院	<b>3</b> 可燃ごみ ②地区	<b>4</b> 可燃ごみ ①地区 よい子の歯科検診 (緑寿 午前8時45分～) とよはなサロン (豊セ 午後1時～)	<b>5</b> 不燃ごみ ②地区 しっかり貯筋講座 (交流 午前10時～)	<b>6</b> 可燃ごみ ②地区 お達者いきいき教室 (交流 午前10時～) ヒブワクチン 小児肺炎球菌ワクチン 麻しん風しん混合ワクチン 水痘ワクチン (国保 午後1時30分～)	<b>7</b> 可燃ごみ ①地区 シャッキリあたま講座 (豊セ 午前10時～)	<b>8</b> 温泉入浴バス 豊浜～鳥山コース (午後1時15分～) 南部檜山清掃セン ターは機械点 検整備のため休 業となります。
<b>9</b> 休日当番医 乙部町国保病院	<b>10</b> 可燃ごみ ②地区 たんぼぼクラブ (緑寿 午前10時～)	<b>11</b> 可燃ごみ ①地区	<b>12</b> 不燃ごみ ①地区 おとべフィットネス (町館 午後7時～)	<b>13</b> 可燃ごみ ②地区 お達者いきいき教室 (豊セ 午前10時～)	<b>14</b> 可燃ごみ ①地区	<b>15</b> 温泉入浴バス 姫川コース (午後1時20分～) すくすく広場 (つ保 午前9時30分～)
<b>16</b> 休日当番医 厚沢部町国保病院	<b>17</b> 休日当番医 道立江差病院	<b>18</b> 可燃ごみ ①地区 三ツ谷・潮見 ふれあいサロン (三ふ 午後1時30分～)	<b>19</b> 不燃ごみ ②地区 シャッキリあたま講座 (三ふ 午前10時～)	<b>20</b> 可燃ごみ ②地区 お達者いきいき教室 (交流 午前10時～)	<b>21</b> 可燃ごみ ①地区 こころの健康相談 (江保 午後2時～)	<b>22</b> 温泉入浴バス 豊浜～鳥山コース (午後1時15分～) 海のプールオープン (元プ 午前9時～)
<b>23</b> 休日当番医 佐々木病院	<b>24</b> 可燃ごみ ②地区 たんぼぼクラブ (緑寿 午前10時～) しっかり貯筋講座 (交流 午後1時30分～)	<b>25</b> 可燃ごみ ①地区 おとべフィットネス (町館 午後7時～)	<b>26</b> 不燃ごみ ①地区 姫川おしゃべりサロン (姫ふ 午後1時～)	<b>27</b> 可燃ごみ ②地区 お達者いきいき教室 (豊セ 午前10時～) B型肝炎ワクチン 四種混合ワクチン 日本脳炎ワクチン (国保 午後1時30分～)	<b>28</b> 可燃ごみ ①地区 赤ちゃん相談 (町館 午前10時～)	<b>29</b>
<b>小・中学校 夏休み ～8/20日</b>						
<b>30</b> 休日当番医 上ノ国診療所 函館バス通学定期券 販売・相談会 (創生 午前10時～)	<b>31</b> 可燃ごみ ②地区	8/1	8/2	8/3	8/4	8/5
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p><b>【新型コロナウイルス感染状況による行事予定について】</b> 新型コロナウイルス感染状況によっては予定されている行事等が中止または延期となる場合がありますので予めご了承ください。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>毎週水曜日の臨時窓口</b>(栄浜ふれあいセンター / とよはま地区センター)については、予約があった場合のみ開設いたしますので、ご了承ください。</p> </div>						
<b>小・中学校 夏休み ～8/20日</b>						

ごみ収集の略称 ①地区……滝瀬、元町1、元町2、緑町1、緑町2  
②地区……豊浜、花磯、潮見、三ツ谷、元和、栄浜、鳥山、館浦、温泉団地、富岡、千岱野、姫川、旭岱

会場・場所 省略	(緑寿) 緑町寿の家	(豊セ) とよはま地区センター	(創生) おとべ創生株式会社
	(つ保) つくし保育園	(交流) 生きがい交流センター	(元プ) 元和台海浜公園「海のプール」
	(国保) 国保病院	(三ふ) 三ツ谷ふれあいセンター	(江保) 江差保健所
	(町館) 町民会館	(姫ふ) 姫川ふれあいセンター	

[19] 《夜間(時間外)の受診について》時間外については、事前に連絡の上、乙部町国保病院を受診してください。なお、日曜・祝日の午前9時～午後5時においては、上記休日当番医を受診してください。

# 教育委員会だより

明るく元気で豊かなふるさとづくり

第400号

## 中学生、雄弁を競う

～第三十六回乙部町少年の主張大会～

六月七日（水）、公民館

講堂にて第三十六回乙部町少年の主張大会（主催：教育委員会）が開催され、乙部中学校の生徒十人が、日頃感じたことや考えたことについて発表しました。

審査の結果、最優秀賞に水上桜佑さん（三年）、優秀賞に笹木あいくさん（同）が選ばれました。



最優秀賞の水上桜佑さん

最優秀賞に選ばれた水上

さんは「できること」と題し、食品ロス問題について「自分の食べられる量をしっかりと把握する」「賞味期限と消費期限に気を遣う」の二つについて自分の考えを述べました。

優秀賞の笹木さんは「ずっとそばにいてくれた」と題し、老齢の愛犬を看



優秀賞の笹木あいくさん

取った体験を通してたくさん動物と繋がることで少しでも幸せな一生を動物たちが送れるようにしたいと述べました。

また、大会の最後に非行防止宣言「生きることの大切さ」を生徒会副会長（二年）の小野由結さんが発表しました。

なお、水上さんと笹木さんは乙部町を代表し、六月二十七日に厚沢部町で開催の檜山地区大会へ出場しました。



## 【非行防止宣言】生きることの大切さ

今、私達の世代は大人になろうとする心のもがきや、日常のストレスから、イライラしたり、ムカついたり、時にはカッとしたりします。さらにはいじめ、不登校、そして孤独感など、人間関係がうまくいかず悩むこともたくさんあるようです。

それに耐えきれず自ら命を絶つ人も沢山います。しかし、私達の命は遠い昔の人々から授かってきたものです。また、私達は誰もが必要とされることを忘れてはいけません。だから、どのような困難が待ち受けていようとも、自分自身やお互いの価値を大切にしながら生きていくべきです。

ここに私達は、ふるさと乙部に生き、21世紀を担う人間として、命を大切にし、お互いを尊重しあい、非行や間違いをただす勇気をもって行動できる人間になることを誓い、次の宣言をします。

- 一、私達乙部の子は、人間としてお互いを大切にし、命の尊さを考えて行動します。
- 一、私達乙部の子は、自分を正しくたくましく鍛え、勇気をもって行動します。
- 一、私達乙部の子は、互いに協力し、笑顔でゆとりある生活ができるようにします。

2023年6月7日

生徒代表 乙部中学校 2年 小野 由結



# 二十歳のつどいを挙行政します

教育委員会では、輝かしい未来を願い、新しい門出を祝福するため、二十歳のつどいを行います。対象者は、今年度20歳になる平成15年4月2日から平成16年4月1日に生まれた方です。

町内に住所登録されている方は案内状を郵送しますが、町外へ転出された方で出席を希望される方は、7月24日（月）までに教育委員会社会教育係（電話62-2253）へお申し込みください。

- 開催日 8月14日（月）  
10:15～10:30 受付  
10:45～11:45 式典
- 開催場所 乙部町民会館



昨年の二十歳のつどい

## 7月17日は「道みんなの日」です ～北海道みんなの日～

1869年（明治2年）、北海道の名付け親とされる松浦武四郎が、明治政府に「北加伊道」という名称を提案した7月17日は、「北海道みんなの日」愛称「道みんなの日」です。

北海道の魅力と価値を再発見し、北海道を誇りに思う心を育み、より豊かな北海道を築き上げることを期する日として平成29年に制定されました。

この日をきっかけに、道民の皆様には北海道に愛着や誇りを持っていただき、北海道の魅力を発信する機会としていただければ幸いです。



## 図書室の新刊おすすめ紹介

リクエスト図書を受け付けております。  
お気軽に図書室スタッフにお問い合わせください。

### 【一般向け】

- |                  |          |                        |           |
|------------------|----------|------------------------|-----------|
| ● はるか、ブレーメン      | (重松 清)   | ● ディズニーそうじの神様が教えてくれたこと | (鎌田 洋)    |
| ● 殺しの双曲線 愛蔵版     | (西村京太郎)  | ● 銭天堂 ふしぎ駄菓子屋19        | (廣嶋 玲子)   |
| ● 殺戮の狂詩曲 (ラブソティ) | (中山 七里)  | ● くすりのひみつ              | (安部 恵)    |
| ● 合理的にありえない 2    | (柚月 裕子)  | ● 青鬼から逃げろ! 激コワ激ムズ迷路BOX | (宝 島 社)   |
| ● 街とその不確かな壁      | (村上 春樹)  | ● たべてあげる               | (ふくべあきひろ) |
| ● いのちの十字架        | (南 杏子)   | ● のねずみくんちのおとなりさん       | (武鹿 悦子)   |
| ● 羊は安らかに草を食み     | (宇佐美まこと) | ● 猫、おすしやさんになる          | (のぶみ)     |
| ● くもをさがす         | (西 加奈子)  | ● でんでんでんしゃ             | (林 木林)    |
| ● わたしの結び目        | (真下みこと)  | ● どじょうすくいさるです。         | (平田 昌広)   |
| ● キツネ狩り          | (手島 曜)   | ● パンですよ                | (大森 裕子)   |
| ● BOOKSのんべえ      | (木村衣有子)  | ● トマト                  | (荒井 真紀)   |
| ● 誰に似たのか         | (中島 要)   |                        |           |
| ● 北海道怪談          | (田辺 青蛙)  |                        |           |
| ● あの日、選ばれなかった君へ  | (阿部広太郎)  |                        |           |
| ● 親子ではじめる! 天才ごはん | (藤川 徳美)  |                        |           |
| ● パソコン仕事術の教科書    | (中山 真敬)  |                        |           |

### 【児童・幼児向け】

- さんすうの教養マンガ (桜井 進)
- すいとうのひとやすみ (村上しいこ)

### 【図書室からのおすすめ】

- 北海道キャンプ場&コテージ (北海道新聞社)  
初心者でも安心、ベテランも満足、利用者の満足度の高い280施設を厳選紹介したファミリー向けキャンプ場ガイドの決定版。  
ロケーション、利用料金、開設期間、予約方法などの施設情報だけでなく、レジャーメニューや昆虫採集、水遊びなどのフィールド情報、お立ち寄りスポット、温泉などの周辺情報も掲載。

運転免許証の更新  
お済みですか

運転免許更新時  
講習日程

▼7月6日(木)

檜山地域人材開発センター運営協会  
「まなびっく」

優良運転者講習 午後1時  
違反運転者講習 午後2時15分

▼7月25日(火)

檜山地域人材開発センター運営協会  
「まなびっく」

優良運転者講習 午後1時  
一般運転者講習 午後2時  
初回運転者講習 午後3時45分

ねんきんの窓

7月から令和5年度国民年金保険料の免除申請を受付します

(対象期間は令和5年7月分～令和6年6月分です)

国民年金保険料免除制度は、本人、配偶者、世帯主の前年所得がそれぞれ一定額以下、または失業などで収入が少なく保険料の納付が困難な方が申請することによって、保険料が全額免除または一部納付(免除)となる制度です。

【免除が承認された場合の保険料納付額(月額)と年金額への反映割合】

免除区分	免除となる所得基準 (前年所得が以下の計算式で計算した金額の範囲内であること)	保険料納付額 (月額)	年金額への 反映割合
全額免除	(扶養親族等の数+1)×35万円+32万円	納付なし	4/8
4分の1納付 (4分の3免除)	88万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等	4,130円	5/8
半額納付 (半額免除)	128万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等	8,260円	6/8
4分の3納付 (4分の1免除)	168万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等	12,390円	7/8

※4分の1納付、半額納付、4分の3納付が承認された期間は、その保険料を納付しないと未納期間となり、老齢基礎年金・障害基礎年金等を受けられなくなる場合がありますので納め忘れのないようご注意ください。

★申請・お問い合わせ先…町民課住民年金係(電話 62-2856)★

道立江差病院からお知らせ

外来診療体制 7月の診療予定です

診療科、曜日によって担当医が変わります御確認下さい	総合診療科	午前 月～金曜日(午前11時までの受付) 午後 月～金曜日 (午前8時45分～午後1時 電話受付、午後1時30分～診療) *熱や咳などの症状のある方は来院前に必ずお電話ください。
	発熱外来 (完全予約制)	
整形外科	午前 月・火・木・金曜日 完全予約制 午後 水・金曜日 完全予約制	
循環器内科	午前 月～金曜日(初診は月・火・木・金曜日。水曜日の再診は予約のみ) 午後 月・火・木・金曜日(初診は月・金曜日。火・木曜日の再診は予約のみ)	
消化器内科	午前 4日(火)・11日(火)・25日(火)(午前11時までの受付) 再診のみ、完全予約制 午後 5日(水)・12日(水)・13日(木)・26日(水)	
呼吸器内科	午前 金曜日(午前11時までの受付) 午後 木曜日	
神経内科	午前 7日(金)・28日(金)	
総合診療(外科)	午前 火～木曜日	
外科	午前 7日(金)(午前11時までの受付)	
小児科	午前 月～金曜日 午後 火・木曜日(午後3時～午後4時の受付)	
泌尿器科	午前 月～金曜日 午後 木曜日	
精神科	午前 月～金曜日(初診は完全予約制) 午後 月・火・木曜日 完全予約制	
産婦人科	午前 10日(月)・11日(火)・25日(火)(午前11時までの受付) 午後 10日(月)・25日(火)	
耳鼻咽喉科	午前 4日(火)・5日(水)・13日(木)・18日(火)・19日(水)・ 27日(木)(午前11時までの受付) 午後 12日(水)・26日(水)	
眼科	午前 6日(木)・20日(木)(予約以外の初診受付11時まで) 午後 5日(水)・19日(水)・26日(水) コンタクトレンズを希望する患者様へ 当院で以前調整した患者様のみ対応いたします。	
皮膚科	午前 火曜日	

診療日は予定であり変更になる場合もあります。事前に病院にご確認の上、受診してください。

各種問い合わせ先 電話 52-0036

精神科診療体制の変更について

当院の精神科は、外来診療(午前)及び入院診療を行ってまいりましたが、精神科診療機能の充実強化を図るため、7月1日より、午後の外来診療を開始するほか、ショートケア(注)を実施します。

また、これに併せ、医療人材の有効活用や育成の観点から、院内全体での看護師の配置の見直しを行い、精神科病棟の看護師の配置換えにより、一般病棟や救急外来の機能を維持・強化することとしています。

なお、この度の診療体制の変更に伴い、精神科病棟における入院の受入を当面の間、休止することとしました。病棟休止後は、当院の外来患者様で入院が必要な方については、道南圏の精神科病院に紹介し円滑に入院できるよう連携を図ってまいります。

道立江差病院では、町民の皆様の生命と健康を守るため、引き続き良質な医療サービスの提供に努めてまいりますので、ご理解をお願いいたします。



(注) ショートケアとは

様々なプログラムに参加し他者との交流を通じて心と身体の健康を保ち社会生活に必要な力を身につけます。自分らしく生き活きたした生活が見いだせるように支援します。

※診療受付時間

午前…8:00～11:30(初診の方は、9:00～)

午後…1:00～2:30

予約受付時間(定期患者のみ) 午後…1:00～4:00

- 発熱外来について 熱やせき、のどの痛みなどがせ症状がある方は来院前に必ずお電話ください。(受付時間/8:45～13:00) 感染症検査については、まん延時、医療体制の維持を目的として重症化リスクの高い患者様に限定した検査体制となることがありますのでご了承願います。
- 看護職員等募集しております。詳しくは病院局のWebへURLは QRコード



# お知らせ

## 乙部町ふるさと納税寄附状況

(令和5年4月1日～令和5年5月31日)

寄附金額累計	5,077,000円
寄附件数累計	459件
令和5年5月の寄附金額	7,730,000円
前年同月寄附金額	11,168,000円
令和5年5月の寄附件数	1,000件

## 物流等支援事業助成のご案内

町では、国道229号通行止めの影響で国道地域迂回路\*の通行を余儀なくされている町内の大型車両等を有する事業者に対し、助成金を交付します。申請期間は令和5年8月31日までとなっています。詳しくは、産業課商工労働観光係までお問い合わせください。  
**【お問い合わせ】産業課商工労働観光係 電話 62-2871**

\*国道地域迂回路：道道旭岱鳥山線の一部、道道乙部厚沢部線の一部、町道姫川富岡線

## 自動車税種別割を 収め忘れていませんか？

令和5年度の自動車税種別割の納期限は5月31日(水)でした。

7月上旬の時点で納税の確認ができない方へ、7月18日(火)に督促状を発送します。督促状を受け取っても納税せず放置した場合、差押さえなど滞納処分の対象となりますのでご注意ください。

まだ納税されていない方は至急納税してください。(納税の確認には十日程度かかる場合があります)

また、すぐに納税できない事情がある方は、檜山振興局に連絡してください。

檜山振興局税務課納税係  
(電話: 52-6473)



道税ホームページ▶

## 自衛官募集事務に係る対象者情報の提供について

自衛官募集のパンフレットの送付のため、対象となる満18歳及び満22歳の住民の「4情報(氏名、住所、性別、生年月日)」を住民基本台帳から抽出し、紙媒体で自衛隊に提供するものです。

上記の提供した情報はパンフレットの送付にのみ使用され、自衛隊で記録されることはありません。

また、提供した情報は関係法令に基づき適正に管理され、1年後に破棄します。

### ■情報提供を希望されない方へ

本件は、法令等の根拠に基づく提供であることですが、自衛隊にご自身の個人情報の提供を望まない(パンフレットの送付を希望されない)方につきましては、除外申請の手続きをしていただくことにより、自衛隊へ提供する情報から除外します。

●詳しくは以下の問い合わせ先までご連絡ください。

**【問い合わせ先】総務課交通住民運動係 電話 62-2311**

## 【令和5年度】自衛官等採用試験の日程について

自衛隊では、次の表により、自衛官等の採用試験を予定しております。

募集種目	資格	受付期間等	試験期日
自衛官候補生 (陸・海・空)	18歳～32歳	受付中	7/8～7/10、8/25～8/28、9/22～9/24、10/24～10/26、11/17～11/19、12/17～12/19 ※受験地：函館(それぞれの期間中のいずれか1日を指定できます)
一般曹候補生 (陸・海・空)		7/1 } 9/5	1次：9/15～9/17、2次：10/17～10/19 ※受験地：1次：函館、江差、八雲、2次：函館(それぞれの期間中のいずれか1日を指定できます)
航空学生 (海・空)	海：18歳～22歳 空：18歳～20歳	7/1 } 9/7	1次：9/18、2次：10/14～10/19 3次：(海)11/17～12/13 (空)11/11～12/14 ※受験地：1次：函館、2次及び3次：別途連絡致します

- 1 自衛官候補生：一定期間自衛官として勤務後、一般企業へ就職。なお、継続して勤務することも可能
- 2 一般曹候補生：自衛官を一生の仕事と考えている人向き、入隊後1年9カ月以降、選考で「3曹」へ昇任
- 3 航空学生：ウィングマーク取得後、パイロットとして勤務
- 4 初任給：184,300円、賞与：年2回(6月・12月)、宿舍費及び食事：無料、完全週休二日制
- 5 詳細は、自衛隊江差地域事務所(Tel: 52-2476、E-mail: hakodate.pco-esashi@rct.gsdf.mod.go.jp)へお問い合わせください。担当：奥野、小田島
- 6 インターネットを使用した応募もできます。〔自衛官インターネット応募サイト〕を検索)

[23]

7月は「国保税〈第1期〉と固定資産税〈第2期〉の納期限」です。



# 乙部町国民健康保険病院 7月外来診療日程表

診療受付時間 午前 9:00～11:00  
午後 1:30～ 3:30

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
午前	診察		野村	野村	野村	野村	野村		野村	野村	野村	野村	野村	野村				出張医	出張医	出張医	出張医			野村	野村	野村	野村	野村		野村	
	救急		野村	野村	野村	野村	野村		野村	野村	野村	野村	野村	野村				出張医	出張医	出張医	出張医			野村	野村	野村	野村	野村		野村	
午後	診察		休診	休診	休診	休診	休診		休診	休診	休診	休診	休診	休診				休診	休診	休診	休診			休診	休診	休診	休診	休診		休診	
	救急		野村	野村	野村	野村	野村		野村	野村	野村	野村	野村	出張医				出張医	出張医	出張医	出張医			野村	野村	野村	野村	野村		野村	

※救急～救急外来

【救急外来について】 発熱症状のある方は、病院受診の際には〈必ず電話予約〉のうえ、ご来院ください。  
 ※救急外来を設置 ※診療体制は変更になる場合があります。予め御了承ください。  
 ※診療時間外・夜間等の受診は、救急医療体制を支えている医師・看護師の負担が増加します。地域の救急医療体制を維持するためにも、可能な限り通常の診療時間内に受診いただくなど、適正受診にご協力をお願いいたします。

## よろこび・かなしみ (5月15日～6月14日)

- こんにちはよろしくね  
新谷 星くん  
(湊一・麻美・男の子) 元和
- ごっこんおめでと  
菊池 正晃さん(館浦)  
深見 真央さん(緑町)
- おこやみ申し上げます  
金澤 琴子さん(87歳) 元町  
小谷 千鶴子さん(73歳) 滝瀬  
小田 ヤエさん(100歳) 緑町  
田中 清光さん(87歳) 緑町  
浅野 光範さん(89歳) 栄浜

## 町の人口

= 5月末現在 =

世帯数	1,779	(- 1)	<- 4>
人口	3,279	(- 1)	<- 20>
男	1,500	(+ 1)	<- 10>
女	1,779	(- 2)	<- 10>

( )内は前月との比較増減  
<>内は3月末からの累計増減

## 編集後記

今年の運動会も天気が良く、広報担当としても元気いっぱいの様子が撮影できました！ご協力ありがとうございました！  
 段々と行事も増え、子どもの姿を動画撮影している人も多くなっているかと思いますが、もしかしたら皆さんの撮影した動画の中に取材をしている私が写りこんでいるかもしれません・・・(お許しください)。  
 さて、最近大きな地震が頻発していますが、7月12日で北海道南西沖地震から30年が経ちました。災害への備えも万全にしておきましょう。(HY)

## 渡島・檜山管内町職員採用資格試験の受験者を募集します

### 1 受験資格(上級、初級とも学歴は問いません)

試験区分	受験資格
上級	平成5年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた方
初級	平成14年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた方

※日本国籍を有しない方又は地方公務員法第16条各号に該当する方は受験できません。

### 2 受付期間及び申込方法

受付期間	令和5年7月3日(月)～8月4日(金) (受付時間は9時から17時 土曜日、日曜日、祝日は受け付けません)
申込方法	採用試験申込書に所定事項を記入のうえ、各役場総務担当課又は町村会事務局に提出してください。(申込書は各役場にございます)


### 3 試験の日時、場所及び合格発表

試験	日時等	場所		合格発表
		試験地	試験会場	
第1次試験	9月17日(日) 8:50(着席)	乙部町 (初級・上級共通) 別途、渡島地区会場もあります	乙部町民会館	10月中旬 合格者には 封書で通知
第2次試験	採用予定町より第1次試験の合格者に通知します			採用町より 直接合格者へ通知

※詳しくは試験案内をご覧ください。総務課(電話 62-2311)又は町村会事務局(渡島: 0138-47-9223、檜山: 52-3544)までお問い合わせください。

## 防災対策アンケート回答にご協力ください

内閣府では今後の防災対策に向けて、地震防災対策の現状調査に係る住民向けアンケート調査を実施します。  
 右記のQRコードをスマホで読み取り、回答フォームからご回答ください。



お問い合わせ先: 内閣府政策統括官(防災担当) 付参事官(防災計画担当) 付 太田、吉田 電話: 03-3501-6996